

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(浦和税務署長)

平成20年2月15日認容・控訴

判 示 事 項

- (1) 法人税法における収益計上時期の判定基準
- (2) 不法行為による損害賠償請求権の益金計上時期
- (3) 原告会社は、平成9年から平成16年までの間、元経理部長Aによる詐取行為によって金員を詐取され続け、課税庁が平成16年4月に開始した税務調査を契機として初めてこれが発覚したものであり、原告会社が詐取行為を理由として、Aを懲戒解雇としたのが同年5月、詐欺罪等で告訴したのが同年7月、損害賠償請求訴訟を提起したのが同年9月であったというのであるから、原告会社は、本件各事業年度においては、いまだ当該詐取行為による損害及び加害者を知らず、原告会社がこれを知ったのは、平成16年9月期であったことが認められるので、当該詐取行為によって原告会社がAに対して取得することとなる損害賠償請求権の額は、本件各事業年度の益金の額に算入すべきものではなく、平成16年9月期の益金の額として算入すべきものであるとして、更正処分及び重加算税賦課決定処分が取り消された事例

判 決 要 旨

- (1) ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定した時の属する事業年度の益金に計上すべきものと考えられる(最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決・民集47巻9号5278頁参照)。もっとも、企業会計における収益認識の基本原則とされている実現原則、すなわち財貨やサービスが実際に市場で取引されたときに収益があったと認識する原則は、収益計上の確実性及び客観性を確保するための原則であるとされており、また、法人税に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき収益の額は、そこから生じる経済的利益に担税力があること、すなわち、当該利益に現実的な処分可能性のあることが必要であると考えられることからすると、収益に係る権利の確定時期に関する会計処理を、純粹に法律的視点から、どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないと考えるのは相当ではなく、現実的な処分可能性のある経済的利益を取得することが客観的かつ確実なものとなったかどうかという観点を加えて、権利の確定時期を判定することが、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものというべきである。
- (2) 一般に、詐欺等の犯罪行為によって法人の被った損害の賠償請求権についても、その法人の有する通常の金銭債権と同様に、その権利が確定した時の属する事業年度の益金に計上すべきものと考えられるが、不法行為による損害賠償請求権の場合には、その不法行為時に客観的には権利が発生するとしても、不法行為が秘密裏に行われた場合などには被害者側が損害発生や加害者を知らないことが多く、被害者側が損害発生や加害者を知らなければ、権利が発生していてもこれを直ちに行使することは事実上不可能である。この点、民法上、一般の債権の消滅時効の起算点を、権利を行使することができる時としている(166条1項(消滅時効の進行等))のに対し、不法行為による損害賠償請求権については、これを、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時としている(72

4条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）のも、上記のような不法行為による損害賠償請求権の特殊性を考慮したものと解される。このように、権利が法律上発生していても、その行使が事実上不可能であれば、これによって現実的な処分可能性のある経済的利益を客観的かつ確実に取得したとはいえないから、不法行為による損害賠償請求権は、その行使が事実上可能となった時、すなわち、被害者である法人（具体的には当該法人の代表機関）が損害及び加害者を知った時に、権利が確定したのものとして、その時期の属する事業年度の益金に計上すべきものと解するのが相当である（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決、裁判集民事166号525頁参照）。

(3) 省略

判	決
原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
原告訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛 北村 美穂子 高垣 勲
原告補佐人税理士	長島 良亮
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	浦和税務署長 陸名 久好
被告指定代理人	大島 広規 村手 康之 池田 美喜男 馬田 茂喜

主 文

- 1 浦和税務署長が原告に対し平成16年10月19日付けでした原告の平成12年10月1日から平成13年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち納付すべき税額1055万8400円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 浦和税務署長が原告に対し平成16年10月19日付けでした原告の平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成17年4月14日付けの更正処分により減額された後のもの）のうち納付すべき税額1179万9000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、平成17年4月14日付けの賦課決定処分により減額された後のもの）を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、法人税の確定申告をしたところ、所轄税務署長が、外注費の架空計上を理由として、法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をしたことから、原告が、外注費の架空計上は原告の従業員の詐欺行為によるものであり、原告は当該詐欺行為によって架空外注費に相当する金額の損失を受けており、また同従業員に対する損害賠償請求権は回収が困難なこと等から益金の額に算入すべきでないとして主張して、更正処分については確定申告に係る金額を超える部分の取消しを、賦課決定処分についてはその金額全部の取消しを、それぞれ求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、昭和51年8月に設立された、ビル総合清掃業務及び建物等の警備保安業務等を営む法人であり、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を事業年度としている（以下、原告の事業年度を指すときは、当該事業年度終了の日の属する年月を付して「平成9年9月期」等という。）。

(2) 浦和税務署長が、平成16年4月14日、原告に対する税務調査を開始したところ、調査の過程で、平成9年9月期から平成15年9月期までの各事業年度における架空外注費の損金計上が判明した。

原告は、上記の架空外注費の損金計上は、原告の経理部長であった乙（以下「乙」という。）の詐欺行為によるものであるとして、平成16年5月13日、乙を懲戒解雇するとともに、同年7月30日、乙を詐欺罪等で告訴した。乙は、同年11月25日、詐欺罪で起訴され、平成17年6月8日、懲役4年の実刑判決を受けた（同判決は、乙が控訴することなく確定した。）。

また、原告は、平成16年9月7日、乙に対する損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所は、同年10月27日、乙に、原告に対して1億8815万0475円の支払を命じる判決を言い渡した（同判決は、乙が控訴することなく確定した。）。

(3) 乙は、平成9年4月に原告の経理課長として採用され、その後平成11年5月に経理部長に昇進するなど、経理の要職を任されていた。乙は、原告の経理業務の一環として原告の外注費の支出書類の作成及びその支払手続業務を行っていたが、その業務の一般的な手続は、以下のとおりであった。

ア 原告の各外注先から外注取引に係る請求書が原告に送付されると、原告の営業部においてその内容を確認した後、乙に同請求書を回付する。

イ 乙又はその部下職員が、上記アの請求書の金額及び支払内容を支払明細表に記載する。なお、同部下職員が同明細表を記載する場合であっても、乙が責任者として同明細表の記載内容を確認する。

ウ 外注費の支払金額を原告の取引銀行から引き出して各外注先の金融機関口座に振り込むため、乙が、支払明細表に基づき、各外注先の金融機関口座を振込先とする振込依頼書を作成するとともに、原告の取引銀行の払戻請求書に外注費の総額を記載する。

エ 乙は、振込依頼書、払戻請求書及び振込依頼書の枚数と外注費の合計額を記載したメモを、原告の専務取締役を示した上で、同専務取締役が保管する原告名義の普通預金口座の届出印により、同専務取締役から払戻請求書に押印を受ける。

オ 乙は、押印済みの払戻請求書と振込依頼書を原告の取引銀行に持ち込み、原告名

義の普通預金口座から各外注先の金融機関口座に対する振込みを依頼する。

カ 原告の会計を担当していた税理士事務所が、乙が作成した支払明細表に基づき、原告の外注費に係る総勘定元帳を作成する。

(4) 乙は、平成9年から平成16年までの間、上記(3)の手続の中で、以下の方法で架空外注費の計上に係る会計処理を行い、原告の金員を詐取した（以下「本件詐取行為」という。）。

ア 乙は、正規の振込依頼書とは別に、乙が管理する他人名義の銀行普通預金口座を振込先とする振込依頼書を作成する。

イ 乙は、正規の振込依頼書の金額の合計額に、上記アの振込依頼書の上乗せした金額を、払戻請求書の払戻額の欄及び上記(3)エのメモにそれぞれ記載した上で、正規の振込依頼書（上記アの振込依頼書を除く。）と併せて原告の専務取締役等に提示し、払戻請求書に同専務取締役の押印を受ける。

ウ 乙は、払戻請求書及び正規の振込依頼書と併せて、上記アの振込依頼書を原告の取引銀行に提出し、上記アの振込依頼書の上記アを、自己の管理する上記アの銀行口座に振り込ませる。

エ 乙は、上記ウの振込手続の後、支払明細表にあらかじめ印刷されている任意の外注先の業務内容の欄に、架空の業務内容及び上記アの振込依頼書の振込金額を記載する。

オ 上記エの処理に基づき、原告の税理士事務所が、支払明細表に記載された上記エの金額を外注費と消費税に区分した上で、原告の総勘定元帳を作成する。

(5) 浦和税務署長は、税務調査で判明した外注費の架空計上等を理由として、平成16年10月19日付けで、原告の平成9年9月期から平成15年9月期まで（平成11年9月期を除く。）の6事業年度について、法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をした。

原告は、浦和税務署長に対し、乙による粉飾行為（売上の架空計上）を主張して、平成16年11月30日、更正の請求をするとともに、同年12月17日、上記の更正処分及び賦課決定処分を不服として、異議申立てをした。浦和税務署長は、平成17年3月17日付けで、原告の異議申立てを棄却したが、他方で、売上の過大計上額を認定し、同年4月14日付けで、平成14年9月期について原告の申告額を下回る更正処分をし、平成15年9月期について税額を一部減額する更正処分及び賦課決定処分をした。

原告は、上記の異議棄却決定を不服として、平成17年4月15日、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。国税不服審判所長は、平成18年3月23日付けで、職権更正の除斥期間経過を理由に、平成9年9月期、平成10年9月期及び平成12年9月期の更正処分及び賦課決定処分の全部を取り消したが、平成14年9月期の更正処分及び賦課決定処分については、平成17年4月14日付けで取り消されているとして、原告の審査請求を却下し、平成13年9月期及び平成15年9月期の更正処分及び賦課決定処分については、いずれも適法であるとして、原告の審査請求を棄却した。

(6) 原告が本件訴訟において取消しを求める処分は、平成13年9月期及び平成15

年9月期（以下、これらを併せて「本件各事業年度」という。）の各法人税の更正処分（ただし、平成15年9月期については、平成17年4月14日付けの更正処分により減額された後のもの）（以下、これらを併せて「本件各更正処分」という。）のうちそれぞれ原告の申告額を超える部分及び各重加算税の賦課決定処分（ただし、平成15年9月期については、平成17年4月14日付けの賦課決定処分により減額された後のもの）（以下、これらを併せて「本件各賦課決定処分」という。）の全部であり、本件各事業年度の法人税に係る確定申告等の経緯は、それぞれ別表1-1及び1-2記載のとおりである。

2 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性に関する被告の主張

(1) 被告は、原告の本件各事業年度の法人税の納付すべき税額は、別表2-1及び2-2記載のとおり（平成13年9月期が1882万4000円、平成15年9月期が1536万3100円）であるところ、これらの金額は、本件各更正処分の納付すべき税額（平成13年9月期が1696万9400円、平成15年9月期が1301万2200円）をいずれも上回るから、本件各更正処分はいずれも適法であると主張する。

(2) また、被告は、原告は本件各事業年度の法人税について、納付すべき税額を過少に申告し、そのことについて国税通則法65条4項の正当な理由は存在せず、さらに、原告は、架空の外注費を計上し、本件各事業年度の法人税の確定申告書を提出していたことから、同法68条1項により、過少申告加算税に代え、重加算税が課されることになるところ、同項の規定に基づき、本件各更正処分によって新たに納付することとなった税額（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて計算した重加算税の額は、平成13年9月期が224万3500円、平成15年9月期が42万3500円であり、いずれも本件各賦課決定処分における重加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法であると主張する。

3 争点及び当事者の主張

原告の本件各事業年度の法人税の計算上、本件詐取行為による損害の額を損金の額に算入すべきこと（別表2-1の順号⑦、同2-2の順号⑧）と、当該損害の額に対応する外注費の架空計上額を損金の額から控除すべきこと（同各別表の順号②）は、当事者間に争いがなく、争点となっているのは、本件詐取行為によって原告が乙に対して取得することとなる損害賠償請求権の額（同各別表の順号③）を、本件各事業年度の益金の額に算入すべきか否かである。

(1) 原告の主張

益金に算入すべき収益の発生如何は、その権利の性質、内容、権利発生の具体的事情等に基づき、経済的実質的観点から納税者に担税力の増加があったといえるか否かによって判断されるべきであるところ、犯罪者に対する損害賠償請求権は、①加害者がその額等について争う場合が多く、②加害者の無資力により回収可能性が典型的に極めて低く、③その犯罪行為が発覚するまでの間、法人が権利を行使し現実に損失を回復させることを到底見込めないものであるから、当該事業年度において、加害者が損害額について争わずに債務を承認し、かつ、十分な資力を有しているなどの特段の

事由がない限り、これを益金に計上すべきではない。

原告は、本件各事業年度においては、本件詐取行為の存在を知らず、また、客観的にみても、乙が多額の債務を負担する一方でその有する資産はわずかなものであったことからすれば、たとえ、原告が、本件各事業年度において、乙に対する損害賠償請求権を行使したとしても、せいぜい平成9年に被った詐欺被害の極く一部を回収できたにすぎず、本件各事業年度で被った損失を回収することは不可能であったから、乙に対する損害賠償請求権の額を、本件各事業年度の益金の額に算入することは許されないというべきである。

(2) 被告の主張

詐取行為により損害を被った法人は、損害発生と同時に、かつ、法律上当然に加害者に対する損害額と同額の損害賠償請求権を取得するのであるから、同損害賠償請求権の同一事業年度中の実現が事実上不可能であると客観的に認められない限りは、同損害賠償請求権を、当該法人の資産を増加させたものとして、同法人の法人税の計算上、損害を生じた事業年度と同じ事業年度の益金に含めるべきである（最高裁昭和43年10月17日第一小法廷判決・裁判集民事92号607頁参照）。

本件についてみると、損害が発生した本件各事業年度当時において、乙が一定の預金や資産を有し、給与収入を得、他の債務を継続して返済していたことなどからすると、本件各事業年度内に乙に対する損害賠償請求権を実現することが事実上不可能であったと客観的に認めることができないことは明らかであるから、損害の発生と同時に原告が取得した損害賠償請求権の額は、原告の法人税の計算上、本件詐取行為があった各事業年度の益金の額に算入されることになるというべきである。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1)】** 1 法人税法上、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る当該事業年度の収益の額とするものとされ（22条2項）、当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算すべきものとされている（同条4項）。したがって、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定した時の属する事業年度の益金に計上すべきものと考えられる（最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決・民集47巻9号5278頁参照）。

もともと、企業会計における収益認識の基本原則とされている実現原則、すなわち財貨やサービスが実際に市場で取引されたときに収益があったと認識する原則は、収益計上の確実性及び客観性を確保するための原則であるとされており（甲6）、また、法人税に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき収益の額は、そこから生じる経済的利益に担税力があること、すなわち、当該利益に現実的な処分可能性のあることが必要であると考えられることからすると、収益に係る権利の確定時期に関する会計処理を、純粹に法律的視点から、どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないと考えるのは相当ではなく、現実的な処分可能性のある経済的利益を取得することが客観的かつ確実なものとなったかどうかという観点を加えて、

権利の確定時期を判定することが、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものというべきである。

【判示(2)】

そして、一般に、詐欺等の犯罪行為によって法人の被った損害の賠償請求権についても、その法人の有する通常金銭債権と同様に、その権利が確定した時の属する事業年度の益金に計上すべきものと考えられるが、不法行為による損害賠償請求権の場合には、その不法行為時に客観的には権利が発生するとしても、不法行為が秘密裏に行われた場合などには被害者側が損害発生や加害者を知らないことが多く、被害者側が損害発生や加害者を知らなければ、権利が発生していてもこれを直ちに行使することは事実上不可能である。この点、民法上、一般の債権の消滅時効の起算点を、権利を行使することができる時としている（166条1項）のに対し、不法行為による損害賠償請求権については、これを、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時としている（724条）のも、上記のような不法行為による損害賠償請求権の特殊性を考慮したものと解される。このように、権利が法律上発生していても、その行使が事実上不可能であれば、これによって現実的な処分可能性のある経済的利益を客観的かつ確実に取得したとはいえないから、不法行為による損害賠償請求権は、その行使が事実上可能となった時、すなわち、被害者である法人（具体的には当該法人の代表機関）が損害及び加害者を知った時に、権利が確定したものとして、その時期の属する事業年度の益金に計上すべきものと解するのが相当である（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・裁判集民事166号525頁参照）。

なお、被告の援用する最高裁昭和43年10月17日第一小法廷判決の理由中には、横領行為によって法人の被った損害が、その法人の資産を減少せしめたものとして、その損害を生じた事業年度における損金を構成することは明らかであり、他面、横領者に対して法人がその被った損害に相当する金額の損害賠償請求権を取得するものである以上、それが法人の資産を増加させたものとして、同じ事業年度における益金を構成するものであることも疑いない旨を判示した部分があるが、この判示は、法人の代表者による横領行為によって当該法人が被った損害の賠償請求権の益金計上時期が争点となった事案についての判断であり、法人の代表者自身が横領行為を行った場合には、被害者である法人が損害の発生と同時に損害及び加害者を知ったものと評価することができ、これにより損害賠償請求権が確定したものとして、これを当該損害の発生と同じ事業年度の益金に計上すべきこととなるから、当裁判所の上記判断は、上記最高裁判決の判断と何ら相反するものではない。

【判示(3)】

2 これを本件についてみると、前判示の事実によれば、原告は、平成9年から平成16年までの間、乙による本件詐取行為によって金員を詐取され続け、浦和税務署長が平成16年4月に開始した税務調査を契機として初めてこれが発覚したものであり、原告が本件詐取行為を理由として、乙を懲戒解雇としたのが同年5月、詐欺罪等で告訴したのが同年7月、損害賠償請求訴訟を提起したのが同年9月であったというのであるから、原告は、本件各事業年度においては、いまだ本件詐取行為による損害及び加害者を知らず、原告がこれを知ったのは、平成16年9月期であったことが認められる。

したがって、本件詐取行為によって原告が乙に対して取得することとなる損害賠償請求権の額は、本件各事業年度の益金の額に算入すべきものではなく、平成16年9月期

の益金の額として算入すべきものである。

3 本件各更正処分の適法性について

上記2によれば、原告の本件各事業年度の法人税に係る納付すべき税額は、それぞれ以下のとおり（平成13年9月期が1017万5200円、平成15年9月期が491万7700円）となり、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額（平成13年9月期が1696万9400円、平成15年9月期が1301万2200円）を下回るのみならず、原告の本件各事業年度の法人税の確定申告における納付すべき税額（平成13年9月期が1055万8400円、平成15年9月期が1179万9000円）をも下回るから、本件各更正処分のうち、当該各確定申告における納付すべき税額を超える部分は、違法なものとして取り消されるべきである。

(1) 平成13年9月期（別表3-1）

ア 所得金額（順号⑩） 3432万9831円

上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)ないし(オ)の各金額の合計額を加算し、下記(カ)及び(キ)の各金額の合計額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（順号①） 3558万8203円

上記金額は、原告の平成13年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額であり、当事者間に争いが無い。

(イ) 外注費の架空計上額（順号②） 2476万1911円

上記金額は、平成13年9月期において原告が架空に計上した外注費の金額（支払総額2600万円から仮払消費税相当額123万8089円を控除した金額）であり、当事者間に争いが無い。

(ウ) 雑益の益金算入額（順号③） 29円

上記金額は、上記(イ)の仮払消費税相当額及び下記(キ)の仮受消費税相当額に基づいて未払消費税との調整を行ったところ算出される金額であり、当事者間に争いが無い。

(エ) 交際費等の損金不算入額（順号④） 47万5000円

上記金額は、原告が平成13年9月期の損金の額に算入した外注費のうち、租税特別措置法（平成13年法律第7号による改正前のもの）61条の4に規定する交際費等に該当する金額であり、当事者間に争いが無い。

(オ) 寄附金の損金不算入額（順号⑤） 1万5928円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額に比し所得金額が127万4300円（上記(イ)ないし(エ)の各金額の合計額と下記(カ)及び(キ)各金額の合計額との差額）減少することに伴って増加する、寄附金の損金不算入額の金額であり、法人税法（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下、(1)において同じ。）37条2項の規定により、上記の金額127万4300円に法人税法施行令（平成14年政令第104号による改正前のもの。以下、(1)において同じ。）73条1項1号ロに規定する100分の2.5及び2分の1を順次乗じて算出した金額である。

(カ) 本件詐取行為による損害の損金算入額（順号⑦） 2600万円

上記金額は、平成13年9月期の本件詐取行為による損害の額であり、当事者

間に争いが無い。

(キ) 売上金額の過大計上額 (順号⑧) 51万1240円

上記金額は、税抜経理を採用している原告が、アメリカ大使館に対する売上として計上した仮受消費税相当額であり、当事者間に争いが無い。

イ 法人税額 (順号⑩) 965万8700円

上記金額は、法人税法66条1項及び2項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成14年法律第79号による改正前のもの)16条1項の規定により、上記アの所得金額3432万9000円(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)のうち、800万円については100分の22の税率を、残額の2632万9000円については100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 課税留保金額に対する税額 (順号⑫) 54万8600円

上記金額は、法人税法67条の規定に基づき、以下のとおり算出した金額である。

(ア) 留保所得金額 3211万2153円

上記金額は、法人税法67条2項に規定する所得等の金額のうち留保した金額であり、原告の平成13年9月期の法人税の確定申告書に記載された留保所得金額3262万3364円(甲1の1)に、上記ア(ウ)の雑益の益金算入額29円を加算し、同(キ)の売上金額の過大計上額51万1240円を減算した金額である。

(イ) 当期留保金額 2048万6137円

上記金額は、法人税法67条2項の規定により、上記(ア)の留保所得金額3211万2153円から、上記イの法人税額965万8700円から下記オの控除所得税額3万2034円を控除した金額962万6666円と、上記イの法人税額965万8700円に法人税法施行令140条に規定する100分の20.7を乗じて算出した金額199万9350円の合計額を控除した後の金額である。

(ウ) 留保控除額 1500万円

上記金額は、法人税法67条3項の規定により算出した留保控除額であり、同項1号の金額(上記アの所得金額3432万9831円に100分の35を乗じて算出した金額1201万5440円)、同項2号の金額(1500万円)及び同項3号の金額(積立金基準額であり、本件では零円。甲1の1)のうち最も多い金額である。

(エ) 課税留保金額 548万6000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に準じて1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 課税留保金額に対する税額 54万8600円

上記金額は、上記(エ)の課税留保金額に対する税額であり、法人税法67条1項の規定により、当該課税留保金額548万6000円に100分の10を乗じて計算した金額である。

エ 法人税額計 (順号⑬) 1020万7300円
上記金額は、上記イの法人税額965万8700円に上記ウの課税留保金額に対する税額54万8600円を加算した金額である。

オ 控除所得税額 (順号⑭) 3万2034円
上記金額は、原告の平成13年9月期の法人税の確定申告書に記載された控除所得税額であり、当事者間に争いが無い。

カ 納付すべき法人税額 (順号⑮) 1017万5200円
上記金額は、原告の平成13年9月期の法人税に係る納付すべき税額であり、上記エの法人税額計1020万7300円から、上記オの控除所得税額3万2034円を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(2) 平成15年9月期 (別表3-2)

ア 所得金額 (順号⑯) 1328万6902円
上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)ないし(オ)の各金額の合計額を加算し、下記(カ)ないし(ケ)の各金額の合計額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (順号⑰) 3919万5859円
上記金額は、原告の平成15年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額であり、当事者間に争いが無い。

(イ) 外注費の架空計上額 (順号⑱) 3110万円
上記金額は、平成15年9月期において原告が架空に計上した外注費の金額(支払総額3265万5000円から仮払消費税相当額155万5000円を控除した金額)であり、当事者間に争いが無い。

(ウ) 交際費等の損金不算入額 (順号㉑) 126万7500円
上記金額は、原告が平成15年9月期の損金の額に算入した外注費のうち、租税特別措置法(平成15年法律第8号による改正前のもの。以下、(2)において同じ。)61条の4に規定する交際費等に該当する金額であり、当事者間に争いが無い。

(エ) 支払手数料の損金不算入額 (順号㉒) 50万円
上記金額は、原告が平成15年9月期の損金の額に算入した支払手数料のうち、原告代表者の個人的な費用と認められる金額であり、当事者間に争いが無い。

(オ) 貸倒引当金繰入限度超過額 (順号㉓) 58万1010円
上記金額は、浦和税務署長が平成17年4月14日付けでした原告の平成14年9月期の法人税の更正処分(以下「平成14年9月期減額更正処分」という。)により減額された後の原告の売掛金の期末残高に基づき計算した貸倒引当金繰入限度額201万8990円と、原告が平成15年9月期の確定申告において貸倒引当金に繰り入れた金額260万円との差額であり、当事者間に争いが無い。

(カ) 本件詐取行為による損害の損金算入額 (順号㉔) 3265万5000円
上記金額は、平成15年9月期の本件詐取行為による損害の額であり、当事者間に争いが無い。

(キ) 寄附金の損金不算入額の減少額 (順号㉕) 2682円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額に比し所得金額が21万4588円(上記(イ)ないし(オ)の各金額の合計額と上記(カ)及び下記(ク)の各金額の合計額との差額)増加することに伴って減少する、寄附金の損金不算入額の金額であり、法人税法(平成15年法律第8号による改正前のもの。以下、(2)において同じ。)37条3項の規定により、上記の金額21万4588円に法人税法施行令(平成15年政令第131号による改正前のもの。以下、(2)において同じ。)73条1項1号ロに規定する100分の2.5及び2分の1を順次乗じて算出した金額である。

(ク) 貸倒引当金繰入限度超過額の認容額(順号⑨) 57万8922円

上記金額は、平成14年9月期減額更正処分により平成14年9月期の益金の額に算入された貸倒引当金繰入限度超過額であり、当事者間に争いがない。

(ケ) 繰越欠損金の当期控除額の損金算入額(順号⑩) 2612万0863円

上記金額は、平成14年9月期減額更正処分により平成15年9月期に繰り越された欠損金の当期控除額であり、当事者間に争いがない。

イ 法人税額(順号⑬) 334万5800円

上記金額は、法人税法66条1項及び2項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成16年法律第14号による改正前のもの)16条1項の規定により、上記アの所得金額1328万6000円(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)のうち、800万円については100分の22の税率を、残額の528万6000円については100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 課税留保金額に対する税額(順号⑭) 157万9660円

上記金額は、法人税法67条の規定に基づき、以下のとおり算出した金額である。

(ア) 留保所得金額 3565万9420円

上記金額は、法人税法67条2項に規定する所得等の金額のうち留保した金額であり、原告の平成15年9月期の法人税の確定申告書に記載された留保所得金額3565万7332円(甲1の2)に、上記ア(オ)の貸倒引当金繰入限度超過額58万1010円を加算し、同(ク)の貸倒引当金繰入限度超過額の認容額57万8922円を減算した金額である。

(イ) 当期留保金額 3162万8737円

上記金額は、法人税法67条2項の規定により、上記(ア)の留保所得金額3565万9420円から、上記イの法人税額334万5800円から下記オの控除所得税額7697円を控除した金額333万8103円と、上記イの法人税額334万5800円に法人税法施行令140条に規定する100分の20.7を乗じて算出した金額69万2580円の合計額を控除した後の金額である。

(ウ) 留保控除額 1500万円

上記金額は、法人税法67条3項の規定により算出した留保控除額であり、同項1号の金額(上記アの所得金額1328万6902円と上記ア(ケ)の繰越欠損金の当期控除額の損金算入額2612万0863円との合計額3940万77

65円に100分の35を乗じて算出した金額1379万2717円)、同項2号の金額(1500万円)及び同項3号の金額(積立金基準額であり、本件では零円。甲1の2)のうち最も多い金額である。

(エ) 課税留保金額 1662万8000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に準じて1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 課税留保金額に対する税額 157万9660円

上記金額は、上記(エ)の課税留保金額に対する税額であり、法人税法67条1項及び租税特別措置法68条の2第2項の規定により、当該課税留保金額1662万8000円に100分の10を乗じた金額に、さらに100分の95を乗じて計算した金額である。

エ 法人税額計(順号⑮) 492万5460円

上記金額は、上記イの法人税額334万5800円に上記ウの課税留保金額に対する税額157万9660円を加算した金額である。

オ 控除所得税額(順号⑯) 7697円

上記金額は、原告の平成15年9月期の法人税の確定申告書に記載された控除所得税額であり、当事者間に争いが無い。

カ 納付すべき法人税額(順号⑰) 491万7700円

上記金額は、原告の平成15年9月期の法人税に係る納付すべき税額であり、上記エの法人税額計492万5460円から、上記オの控除所得税額7697円を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

4 本件各賦課決定処分 of 適法性について

上記3のとおり、原告の本件各事業年度の法人税に係る納付すべき税額は、いずれも原告の本件各事業年度の法人税の確定申告における納付すべき税額を下回るから、原告は、本件各事業年度の法人税について、納付すべき税額を過少に申告したことにならない。したがって、本件各賦課決定処分もまた、違法なものとして取り消されるべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 古田 孝夫

裁判官 工藤 哲郎

別表1-1

平成13年9月期の法人税に係る確定申告等の経緯

(単位：円)

項目	年月日	所得金額	納付すべき税額	重加算税額
確定申告	平成13年11月30日	35,588,203	10,558,400	—
更正処分等	平成16年10月19日	58,805,415	16,969,400	2,243,500
異議申立て	平成16年12月17日	処分の全部取消し		
異議決定	平成17年3月17日	棄却		
審査請求	平成17年4月15日	処分の全部取消し		
審査裁決	平成18年3月23日	棄却		

別表1-2

平成15年9月期の法人税に係る確定申告等の経緯

(単位：円)

項目	年月日	所得金額	納付すべき税額	重加算税額
確定申告	平成15年12月1日	39,195,859	11,799,000	—
更正処分等	平成16年10月19日	68,971,552	20,043,600	2,884,000
異議申立て	平成16年12月17日	処分の全部取消し		
異議決定	平成17年3月17日	棄却		
更正処分等	平成17年4月14日	45,533,714	13,012,200	423,500
審査請求	平成17年4月15日	処分の全部取消し		
審査裁決	平成18年3月23日	棄却		

別表 2 - 1

平成 13 年 9 月期の被告主張額

(単位：円)

項目		順号	金額
申告所得金額		①	35,588,203
加算	外注費の架空計上額	②	24,761,911
	損害賠償請求権の益金算入額	③	26,000,000
	雑益の益金算入額	④	29
	交際費等の損金不算入額	⑤	475,000
	加算計 (②+③+④+⑤)	⑥	51,236,940
減算	本件詐取行為による損害の損金算入額	⑦	26,000,000
	売上金額の過大計上額	⑧	511,240
	寄附金の損金不算入額の減少額	⑨	309,071
	減算計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	26,820,311
所得金額 (①+⑥-⑩)		⑪	60,004,832
法人税額		⑫	17,361,200
課税留保金額に対する税額		⑬	1,494,900
法人税額計 (⑫+⑬)		⑭	18,856,100
控除所得税額		⑮	32,034
納付すべき法人税額 (⑭-⑮) (100円未満の端数切捨て)		⑯	18,824,000

別表 2 - 2

平成 1 5 年 9 月期の被告主張額

(単位：円)

項目	順号	金額	
申告所得金額	①	39,195,859	
加算	外注費の架空計上額	②	31,100,000
	損害賠償請求権の益金算入額	③	32,655,000
	交際費等の損金不算入額	④	1,267,500
	支払手数料の損金不算入額	⑤	500,000
	貸倒引当金繰入限度超過額	⑥	229,080
	加算計 (②+③+④+⑤+⑥)	⑦	65,751,580
減算	本件詐取行為による損害の損金後算入額	⑧	32,655,000
	寄附金の損金不算入額の減少額	⑨	406,470
	貸倒引当金繰入限度超過額認容額	⑩	578,922
	繰越欠損金の当期控除額の損金算入額	⑪	26,120,863
	減算計 (⑧+⑨+⑩+⑪)	⑫	59,761,255
所得金額 (①+⑦-⑫)	⑬	45,186,184	
法人税額	⑭	12,915,800	
課税留保金額に対する税額	⑮	2,455,085	
法人税額計 (⑭+⑮)	⑯	15,370,885	
控除所得税額	⑰	7,697	
納付すべき法人税額 (⑯-⑰) (100円未満の端数切捨て)	⑱	15,363,100	

別表 3 - 1

平成 13 年 9 月期の法人税額等

(単位：円)

項目		順号	金額
申告所得金額		①	35,588,203
加算	外注費の架空計上額	②	24,761,911
	雑益の益金算入額	③	29
	交際費等の損金不算入額	④	475,000
	寄附金の損金不算入額	⑤	15,928
	加算計 (②+③+④+⑤)	⑥	25,252,868
減算	本件詐取行為による損害の損金算入額	⑦	26,000,000
	売上金額の過大計上額	⑧	511,240
	減算計 (⑦+⑧)	⑨	26,511,240
所得金額 (①+⑥-⑨)		⑩	34,329,831
法人税額		⑪	9,658,700
課税留保金額に対する税額		⑫	548,600
法人税額計 (⑪+⑫)		⑬	10,207,300
控除所得税額		⑭	32,034
納付すべき法人税額 (⑬-⑭) (100円未満の端数切捨て)		⑮	10,175,200

別表 3 - 2

平成 1 5 年 9 月期の法人税額等

(単位：円)

項目		順号	金額
申告所得金額		①	39,195,859
加算	外注費の架空計上額	②	31,100,000
	交際費等の損金不算入額	③	1,267,500
	支払手数料の損金不算入額	④	500,000
	貸倒引当金繰入限度超過額	⑤	581,010
	加算計 (②+③+④+⑤)	⑥	33,448,510
減算	本件詐取行為による損害の損金算入額	⑦	32,655,000
	寄附金の損金不算入額の減少額	⑧	2,682
	貸倒引当金繰入限度超過額の認容額	⑨	578,922
	繰越欠損金の当期控除額の損金算入額	⑩	26,120,863
	減算計 (⑦+⑧+⑨+⑩)	⑪	59,357,467
所得金額 (①+⑥-⑪)		⑫	13,286,902
法人税額		⑬	3,345,800
課税留保金額に対する税額		⑭	1,579,660
法人税額計 (⑬+⑭)		⑮	4,925,460
控除所得税額		⑯	7,697
納付すべき法人税額 (⑮-⑯) (100円未満の端数切捨て)		⑰	4,917,700